

JHA 施設用具ハンドブック



- I JHA ホッケー競技場施設基準
- II JHA ピッチ公認規定
- III JHA ピッチ公認規定施行細則
- IV JHA 国民体育大会ホッケー競技場施設基準
- V JHA ホッケー場照明施設ガイドライン
- VI ホッケー競技プレイフィールドの各ラインとマーク
- VII ホッケー競技場内の施設・用具・備品
- VIII 用具製造販売事業者公認制度

2015年7月1日版



公益社団法人 日本ホッケー協会
技術委員会競技部施設用具課

I JHA ホッケー競技場施設基準

第1条（目的）

本競技場施設基準の目的は、次の通りとする。

- （1）競技会に参加するチームが公平にプレイできる環境を整えるため。
- （2）常に快適なプレイ条件を整え、選手の危険を抑えるため。
- （3）チームおよび選手の実力を公平に反映させるため。
- （4）選手の競技力および技量を向上させ、選手はもとより観客にも満足を与え、普及に貢献させるため。
- （5）日本ホッケーの国際的な競技力の向上を図るため。

第2条（検討及び変更）

本競技場施設基準の検討及び変更は、日本ホッケー協会の意向を体して、同協会技術委員会競技部施設用具課（以下、「施設用具課」という）が当たるものとする。

第3条（競技場施設の規格）

競技会の実施にあたっては、原則として下記の競技場施設の規格を満たすものでなければならない。

- （1）競技プレイフィールド
競技プレイフィールドの規格は、日本ホッケー協会発行「ホッケー競技規則」の「競技フィールド」と「フィールド及びフィールド備品」に定めるところによる（図1参照）。
- （2）競技場施設
競技場施設の規格は、「(公・社)日本ホッケー協会競技場施設計画」による（図2参照）。

第4条（競技会実施における規程）

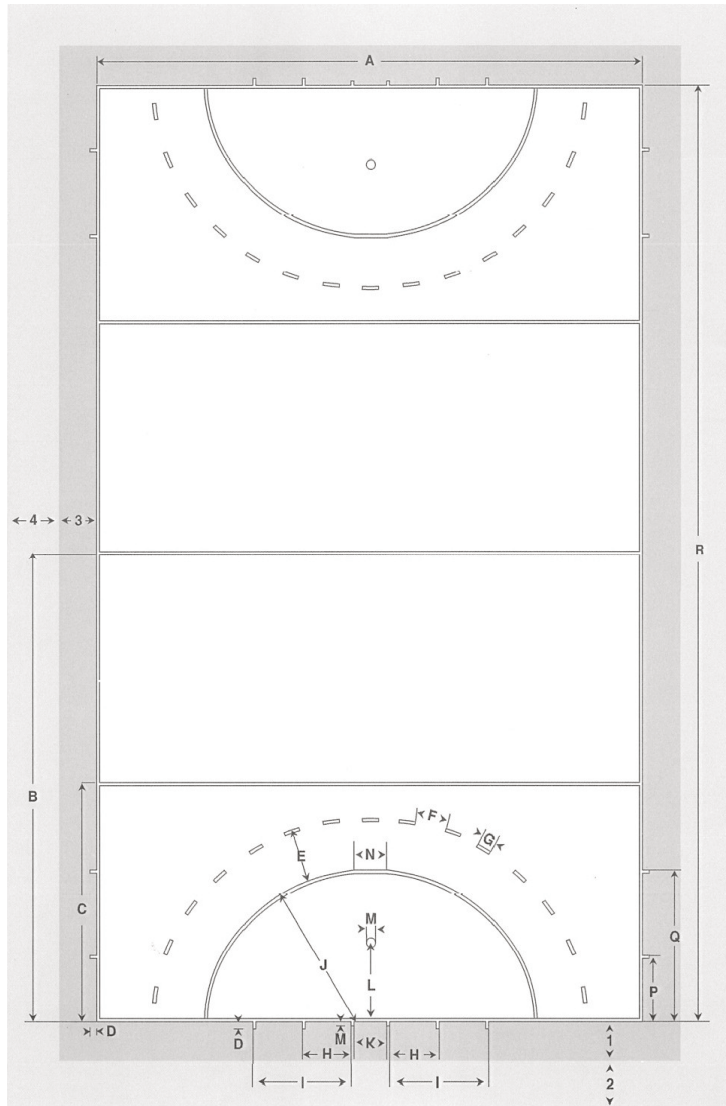
国際ホッケー界の趨勢を考慮し、国内競技会は下記のピッチにより実施する。

- （1）(公・社)日本ホッケー協会公認ピッチ（以下、「JHA 公認ピッチ」という）
 - 1) (公・社)日本ホッケー協会（以下、「JHA」という）主催による下記の競技会（ただし、当分の間、大会競技運営規程に従うものとする）
 - <1>グローバル規格
 - ・全日本選手権大会
 - ・日本リーグ
 - <2>グローバル規格、ナショナル規格（無充填式を推奨）
 - ・全日本社会人選手権大会（1面は公認）
 - ・国民体育大会（1面は公認）
 - ・全日本学生選手権大会（1面は公認でベスト4以上はグローバル規格）
 - ・全国高等学校選手権大会（1面は公認）
 - ・全国高等学校選抜大会（1面は公認）
 - ・日本国内に於いて実施される国際競技会で、国際水準にあると認められる競技会（ただし、国際ホッケー連盟等により指示のある場合は、その指示に従う）
 - <3>マルチスポーツ規格以上（強く推奨する）
上記以外のJHA主催の大会および予選会
 - （2）JHA主催以外の競技会についても、JHA 公認ピッチで実施することを推奨する。

第5条 本競技場施設基準に定めない事項については、施設用具課において検討し日本ホッケー協会で決定する。

- 付則
- 1) 平成元年6月17日制定
 - 2) 平成6年4月1日改正
 - 3) 平成17年1月1日改正
 - 4) 平成18年1月1日改正
 - 5) 平成24年4月1日改正
 - 6) 平成26年4月1日改正
 - 7) 平成27年6月7日改正

図1 競技プレイフィールド



注. 1)

走り抜けるためのエリア（ラン・オフ・エリア：ラインから外のエリア「1」「2」「3」「4」）は、競技場の表面（人工芝等）と同質でなければならない。その同質素材の範囲は、外側のスペースにバックライン側（「1」）は少なくとも2m、サイドライン側（「3」）は少なくとも1mとし、それ以外の材質でもよいが、さらにその外側に1m（四方）のエリアをとっておかなければならない。

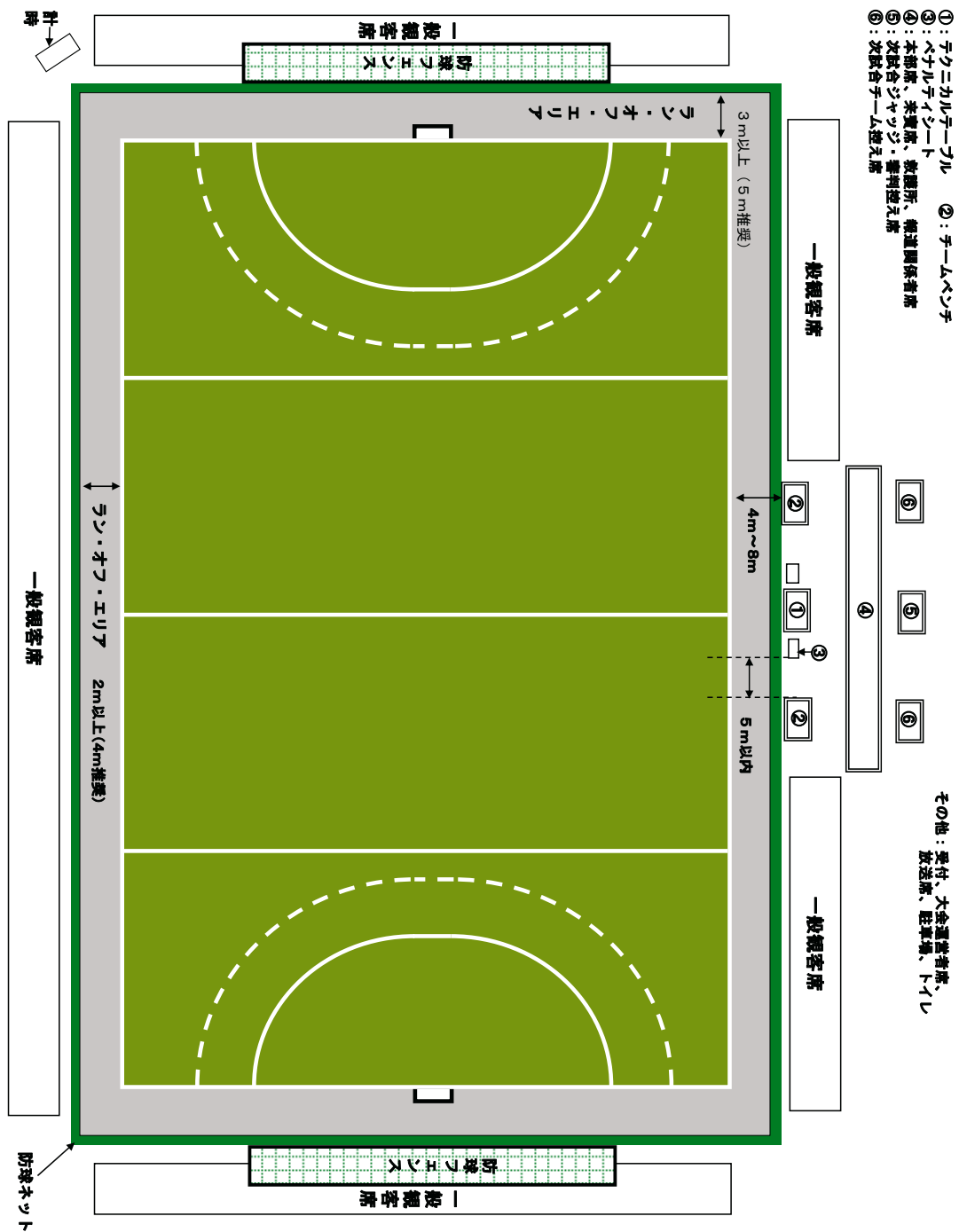
（従って、ラン・オフ・エリアは、最低バックライン側3m、サイドライン側2mが必要となる。）これらは、あくまで必要最低の制限であって、バックライン側は3mプラス2m、サイドライン側2mプラス1m（トータルでバックライン側5m、サイドライン側は3m）の空間をとることを勧める。

Code	Metres	Code	Metres
A	55.00	M	0.15
B	45.70	N	3.66
C	22.90	P	5.00
D	0.30	Q	14.63
E	5.00	R	91.40
F	3.00	1	minimum 2.00
G	0.30	2	1.00
H*	4.975*	(1+2)	minimum 3.00
I*	9.975*	3	minimum 1.00
J	14.63	4	1.00
K	3.66	(3+4)	minimum 2.00
L	6.4		

注. 2)

左記の表の「H」および「I」については、ゴールポスト自体からの長さではなく、ゴールポストラインからの長さを示したものである。従って、ゴールポストからの長さとしてはそれぞれ、5m並びに10mということになる。

図2 JHA競技場施設計画



競技場施設計画において、下記のことも配慮すること。

1. 観客、選手、大会関係者に対して快適な環境 **(快適性)**
2. 観客、選手、大会関係者に対して安全な環境 **(安全性)**
3. 周辺環境及び住民への影響 **(適合性)**
4. ユニバーサルデザイン、バリアフリーなど

Ⅱ J H A ピッチ公認規程

第1条 (目的)

J H A ピッチ公認規程の制定の目的は、次の通りとする。

- (1) 競技会に参加するチームの実力を公平に反映させるため。
- (2) 参加選手が持てる技量を十分に発揮でき、その優劣を公平に反映させるため。
- (3) 常に快適なプレイ条件を整え、選手の危険を抑えるため。
- (4) 悪天候下で行われる競技会であっても、開催を可能にさせるため。
- (5) 選手の競技力および技量を向上させ、選手はもとより観客にも満足を与え、普及に貢献させるため。

第2条 (公認手続き、費用負担)

競技場管理者が公認を受けようとする場合は、次に定める通り J H A に公認申請するものとする。

- (1) J H A ピッチ公認申請書(様式1)により、J H A へ申請する。
- (2) J H A は、(1)の申請を受理したら、J H A が指定する性能検査機関(当分の間は、一般財団法人カケンテストセンター)に検査依頼する。
- (3) 指定する性能検査機関は、「現地検査(フィールドテスト)報告書」を J H A へ提出する。
- (4) J H A は、(3)の報告書により競技場管理者へ「検査結果通知」を送付する。
- (5) 競技場管理者は、「検査結果通知」を受けたら、通知に基づき公認料を J H A へ納付する。公認料は、1面に付き100万円(張替時50万円)とする。ただし、学校が学校の敷地内に作るピッチについては、1面に付き25万円(張替時12万5千円)とする。
- (6) 現地検査に要する費用は、競技場管理者が指定性能検査機関へ支払うこと。

第3条 (公認規格)

- (1) J H A 公認ピッチは、アンダーパッドを敷設した人工芝ピッチとする。公認規格は、国際ホッケー連盟(以下 F I H という)ピッチハンドブック基準をもとにした、J H A ピッチ公認現地検査要求基準(表1)を満たすグローバル規格、ナショナル規格、マルチスポーツ規格の3段階とする。
 - 1) グローバル規格
グローバル規格の要求基準を満たす散水を必要とする無充填式(ウォーターベース)とする。
 - 2) ナショナル規格
ナショナル規格の要求基準を満たす、無充填式あるいは積極的な散水を必要としない充填式(サンドベース等)とする。
 - 3) マルチスポーツ規格
マルチスポーツ規格の要求基準を満たす、無充填式あるいは充填式とする。
- (2) 現地検査は、F I H 基準に定められた検査方法によって行われる。但し、照明設備、散水むら検査は行わない。
- (3) この基準は、F I H が基準・方針・解釈等を変更した場合、これに合わせて変更することがある。

第4条 (有効期間)

公認有効期間は、10年間とする。

第5条 (施行)

この規程の施行の細部は、J H A ピッチ公認規程施行細則に定める。

第6条 (免責)

- (1) 本規程は、競技場のピッチが指定の要求を満たしていることを認証する制度であり、競技場を公認するものではない。
- (2) J H A は、ピッチ及び人工芝の安全性の保証、瑕疵・欠陥がないことの保証、その他一切の保証を行わない。
- (3) ピッチおよび人工芝の瑕疵・欠陥またはこれらに関連する健康被害については、競技場管理者が一切の責任を負うものとする。

第7条 (その他)

- (1) 高温対策として、日陰や風通しが十分ある休憩所、また充填式においても散水設備を設置することが望ましい。
- (2) 人工芝の全面張り替えなどで人工芝を廃棄する場合は、各自治体の規則に従うこと。
- (3) 人工芝の性能を保ち、また安全に長期間使用するためにも、人工芝メーカーや施工業者と十分に相談し、定期的なメンテナンスを推奨したい。

- 付則
- | | |
|----------------|------------------|
| 1) 平成10年4月1日施行 | 2) 平成13年4月1日改正 |
| 3) 平成15年4月1日改正 | 4) 平成16年11月2日改正 |
| 5) 平成23年4月1日改正 | 6) 平成23年12月17日改正 |
| 7) 平成26年4月1日改正 | 8) 平成27年6月7日改正 |

表1 JHAピッチ公認フィールドテスト(現地検査)性能要求基準

検査項目と検査方法	基準値とばらつき		
	グローバル規格	ナショナル規格	マルチスポーツ規格
ボールの垂直反発高さ EN 12235	100~400mm 個々の検査<平均±10%	100~400mm 個々の検査<平均±20%	75~400mm 個々の検査<平均±20%
ボールの転がり距離 EN 12234	≥10m 個々の検査<平均±10%	≥8m 個々の検査<平均±20%	≥5m 個々の検査<平均±20%
ボールの転がり偏差	偏差≤3° 個々の検査<平均±10%	偏差≤3° 個々の検査<平均±20%	偏差≤3° 個々の検査<平均±20%
靴底摩擦 回転抵抗 EN 15301-1	25~45Nm 個々の検査<平均±3	25~50Nm 個々の検査<平均±5	
衝撃応答率 AAA	40~60% 個々の検査<平均±5%	40~65% 個々の検査<平均±5%	
寸法とライン マーキング	ラインの長さ±50mm ラインの幅±10mm サークルの弧の半径±30mm ペナルティスポットの位置±30mm 300mmマークの長さ±30mm 両対角線の差±300mm		
ラン・オフ・エリア (最小)	同じ人工芝面でバックラインから2m 同じ人工芝面でサイドラインから1m 人工芝面または代替芝面で両ラインからプラス1m		
縦断傾斜	縦断方向の下り傾斜<1.0%		
横断傾斜	横断方向の下り傾斜<1.0%		
平滑度 EN 13067-7(3m直定規)	3mの直定規の上または下での偏差 ≤6mm		
透水性 EN 12616	≥150mm/時		
色 RALクラシック色見本	グリーンまたはブルーあるいはFIHまたはJHAが承認した均一な色		
材料特定検査	新規ならびに張替時には、ラポテスト人工芝製品と同一製品であることを確認する為に、ピッチに敷設されている材料を代表するサンプルを抜き取り、Ⅲ. JHAピッチ公認規程施行細則の表1 仕様確認検査と同項目の仕様確認検査を実施する。		

参考規格：FIH Handbook of Performance, Durability and Construction Requirements for Synthetic Turf Hockey Pitches (2013年5月版)

備考：1) FIHのグローバル規格は、縦断傾斜<0.2%、横断傾斜<0.4%である。

2) 現地検査結果においては、根拠のある要請(理由書提出)に基づいて、JHAの許可を得ることを条件として例外を認めることがある。

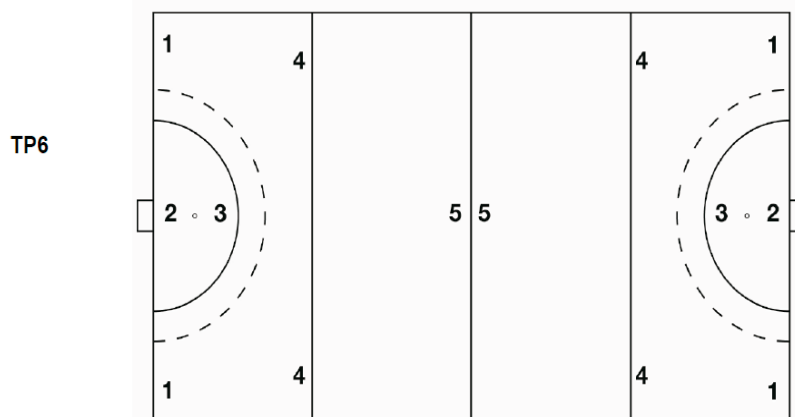
<測定箇所>

以下の15箇所のうち、任意の6箇所とする。

(測定箇所2と3は同じサークル内を選んではならない)

ただし、TP6のラン・オフ・エリアでは、「ボールの転がり」検査は行わない。

TP 6



Ⅲ JHA ピッチ公認規程施行細則

第1条 (人工芝製品)

- (1) 人工芝製品とは、人工芝カーペットと充填材（使用されている場合）そしてアンダーパッドからなる人工芝システムのことである。
- (2) グローバル規格人工芝製品は、ナショナル規格人工芝製品およびマルチスポーツ規格人工芝製品の性能を満たす。また、ナショナル規格人工芝製品は、マルチスポーツ規格人工芝製品の性能を満たす。

第2条 (JHAピッチ公認)

- (1) JHA 公認ピッチは、JHA 人工芝指定企業が製造あるいは販売するF I H 公認人工芝製品が敷設されている人工芝ピッチとする。
- (2) F I H 公認人工芝製品の一部仕様変更品（たとえば人工芝カーペットと充填材＜使用されている場合＞そしてアンダーパッドの異なる組合せ）、あるいはF I H非公認の人工芝製品の場合は、JHAが指定する性能検査機関（一般財団法人カケンテストセンター）による製品検査（ラボテスト）により下記のJHA 人工芝製品検査要求基準（表1～3）を満たしていることを証明（「試験報告書」、有効期間は5年間）すること。
- (3) 既存の施設でF I H製品公認期間や「試験報告書」の有効期間が過ぎた人工芝製品を敷設したピッチがJHA公認を受けようとする場合は、上記の製品検査によりJHA 人工芝製品検査要求基準を満たしていることを証明すること。
- (4) 製品検査を受けようとする者は、JHA 人工芝製品検査申請書（様式2）、人工芝製品仕様（資料3）を本協会に提出し、人工芝製品のサンプルをJHAが指定する性能検査機関へ提出すること。なお、製品検査に要する費用は、製品検査を受けようとする者が指定性能検査機関へ支払うこと。

第3条 (公認期間)

- (1) ピッチ完成日から90日を超えて現地検査を実施した場合の公認期間は、完成日から10年間とする。
- (2) 完成日から8年を超えている場合は、公認期間を2年間とする。

第4条 (公認の取扱)

- (1) 全面張り替えの場合は、本規程にもとづいて公認する。
- (2) 公認期間中であっても、その状況・状態等からJHA 公認ピッチとして不適合であるとJHAが判断した場合は、公認規格の決定や公認の取り消しをする。
- (3) 平成23年11月17日以前に公認を受け10年を経過しているJHAピッチ公認については、その状況・状態等からJHA 公認ピッチとして不適合であるとJHAが判断した場合は、公認規程にもとづき公認規格の決定や公認の取り消しをする。
- (4) 平成23年11月17日以降に公認を受けているJHA公認ピッチで公認期間が過ぎた場合は、自動的に公認が取り消される。公認を更新する場合は、公認規程に定める現地検査により要求基準を満たしていることを証明し、更新料（10万円、学校施設は5万円）をJHAに納付すれば公認を更新することができる。更新の場合は、人工芝製品の公認期間（F I H）あるいは有効期間（「試験報告書」）が過ぎていても製品検査は免除する。この更新による公認有効期間は2年間とする。

第5条 (ピッチ)

- (1) プレイエリア
人工芝パイルの色は均一な単色とし、グリーンまたはブルー（RAL 5002 か RAL 5005）、もしくはF I HあるいはJHA公認のその他の色とする。
- (2) ラン・オフ・エリア
 - 1) ホッケー競技規則でラン・オフ・エリアの最初の部分（バックラインから外側最小2m、サイドランから外側最小1m）は、人工芝製品、傾斜度、平滑度、排水設備（必要とするピッチ）がプレイエリアと同じでなければならない。ただし、プレイエリアと異なる人工芝パイルの色であってもよい。さらに、この外側のラン・オフ・エリア（何らかの障害物までの距離最小1m）は、同じ平面で延びていなければならない。このラン・オフ・エリアは、その表面が別の材質（ゴムチップ舗装等）でもよい。また、排水溝の蓋、蓋をした溝などの埋込型の構造物および取付物のスペースとしてもよい。
ただし、ラン・オフ・エリアの外側にチームベンチ、競技役員席を設ける必要があることを考慮すること。
 - 2) ウォーターガン（高圧放水銃）や照明灯のポストなどがラン・オフ・エリアに突き出てはならない。ポップアップ式スプリンクラーのヘッドは、下げた位置にあるときにラン・オフ・エリアの表面と同じ平面（蓋の表面を周りと同じ材質で加工）に高さを維持できるのであればラン・オフ・エリアにあってもかまわない。
- (3) ラインマーキング
 - 1) ホッケー競技規則の変更による新しいマーキングは、ペンキで描くか、植設しなければならない。不要になったマーキングは、ペンキで塗り消して、人工芝カーペットに植設することを

推奨する。ただし、競技会や特別な試合で当該ラインマーキングを完全に消さなければならないこともある。また、JHAは当該ラインマーキングを消すよう要求できる。

- 2) ホッケー競技規則に定められているラインマーキング以外のラインマーキングがあることを理由に公認を取り消すことはない。しかし、当該マーキングは、ホッケー競技規則に定めるマーキングと別の色とする。

ただし、競技会や特別な試合で当該ラインマーキングを完全に消さなければならないこともある。また、JHAは当該ラインマーキングを消すよう要求できる。

- 3) グローバル規格のラインマーキングは、白とする。

- 4) ナショナル規格およびマルチスポーツ規格のラインマーキングは、白が望ましい。

ただし、他のスポーツの試合で使用せざるをえない場合には、ホッケーのラインマーキングの色は白以外でもよい。この際のラインマーキングの色は、十分に目立ち、他のスポーツに使用されるラインと混同されないことを条件とする。

- 5) ロゴや広告を、プレイエリアやラン・オフ・エリアに記すこと（植設も可）ができる。その際、プレイ性能が同じであり、同じ人工芝仕様であること。

ただし、競技会や特別な試合で当該ロゴや広告を完全に消さなければならないこともある。

また、JHAは当該ロゴや広告を消すよう要求できる。

第6条（その他）

(1) F I H ピッチ公認を申請する場合は、必ずJHA ピッチ公認を取得すること。

(2) この細則に定めないことは、F I H基準 2013 年度版にもとづいて、JHAが決定する。

表 1 仕様確認検査

	検査項目	検査方法	許容範囲
人工芝	単位面積当たりの質量	JIS L 1021-4 (ISO 8543)	≤±10%
	単位面積当たりのタフト数	JIS L 1021-5 (ISO 1763)	≤±10%
	ステッチゲージ	ISO 1763 準用	同一ゲージ
	基部上のパイル長さ	ISO 2549	≤±10%
	パイルの総重量	JIS L 1021-4 (ISO 8543)	≤±10%
	パイル系の特性	ISO 11357-3	ピーク温度±3℃
	パイル系の繊維鑑別	JIS L 1030 or 赤外分光分析	同じであること
	基布の繊維鑑別	JIS L 1030 or 赤外分光分析	同じであること
	パイル系の色	RALクラシック色見本	同じであること
ショックパッド	厚さ	EN 1969	≥メーカー申告の90%
	単位面積当たりの質量	ISO 8543	≤±10%
	衝撃吸収性	AAA	≤減力率±5%
	引張強さ	EN 12230	≥0.15MPa
充填材 (使用している場合)	粒度	EN 933-1	≥80%が申告粒度範囲内
	粒子の形状	EN 14955	同様の形状
	みかけ密度	EN 1097-3	≤±15%
	ポリマー組成 (ポリマー充填材のみ)	熱重量分析 (TGA)	有機/無機含有量≤±15%

表2 耐久性

検査項目		検査方法	基準値
色		RALクラシック色見本	グリーンまたはブルーあるいは FIHまたはJHAが承認した均一な色
芝面の光沢		85度光沢計使用	≤15% (湿潤時)
透水性		JIS A 1218 準用 or EN 12616	≥150mm/時
耐候性 JIS B 7753	基布の引張強さ	EN ISO 13934-1	>15N/mm たて、よこ方法の差≤30% 処理前後 モノフィラメント系≥5N、解繊系≥30N 変退色 4-5級以上
	パイル糸の 引張強さ	EN 13864	
	パイル糸の 耐光堅ろう度	JIS L 0804	
耐温水浸漬性 EN 13744	接着接合部強さ	EN 12228 Method 1 EN 12228 Method 2	≥1000N/100mm 処理後の強度低下≤25% ≥50N/100mm 処理後の強度低下≤25%
	タフトの引抜強さ	ISO 4919	≥25N 処理後の強度低下≤25%
耐熱風暴露性 EN 13817	ショックパッドの 引張強さ	EN 12230	>0.15MPa 処理後の強度低下≤25%
耐摩耗性 (無充填タイプのみ)		EN 13672	<350mg (2000回処理後)

表3 性能検査

検査項目と検査方法	基準値とばらつき		
	グローバル規格	ナショナル規格	マルチスポーツ規格
ボールの垂直反発高さ EN 12235	100~400mm 個々の検査<平均±10%	100~400mm 個々の検査<平均±20%	75~400mm 個々の検査<平均±20%
靴底摩擦 回転抵抗 EN 15301-1	25-45Nm 個々の検査<平均±3		25-50Nm 個々の検査<平均±5
衝撃応答率 AAA	40~60% 個々の検査<平均±5%	40~65% 個々の検査<平均±5%	
パイル/パッドの変形	≥40% 個々の検査<平均±2% (無充填タイプのみ)		

<人工芝製品サンプル提出について>

サイズ: 1m×1m 2枚 パイル糸 10m
 無充填式 (ウォーターベース) : 試料 (アンダーパットを含む) を指定性能検査機関へ提出
 充填式 (サントベース等) : 申請者が指定性能検査機関にてサンプルの敷設 (施工)

<指定性能検査機関>

一般財団法人 カケンテストセンター
 大阪事業所 資材テストラボ
 〒550-0002 大阪府大阪市西区江戸堀 2-5-19
 TEL: 06-6441-0315 FAX: 06-6441-2420

<公認に関するお問い合わせ先>

公益社団法人 日本ホッケー協会
 技術委員会競技部施設用具課
 〒150-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1
 TEL: 03-3481-2330 FAX: 03-3481-2329

付則 1) 平成 26 年 4 月 1 日施行 2) 平成 27 年 6 月 7 日改訂

様式 2

JHA 人工芝製品検査申請書

申請会社名	(ふりがな)
担当者連絡先	〒
	TEL: FAX:
	メールアドレス:
	ご担当者: (所属) (氏名)
品名・品番	
申請種別	<ul style="list-style-type: none"> ・ JHA新規 ・ JHA製品検査完了品の一部仕様変更品 ・ FIH公認製品 ・ FIH公認製品の一部仕様変更品 *○印で囲む
希望規格	<ul style="list-style-type: none"> ・ グローバル規格 ・ マルチスポーツ規格 ・ ナショナル規格 *○印で囲む
人工芝の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無充填式 (ウォーターベース) ・ 充填式 (サンドベース、その他()) *○印で囲む

JHA ピッチ公認規程施行細則により、人工芝製品仕様を添付し、JHA 人工芝製品検査を申請いたします。

(公・社) 日本ホッケー協会 殿

申請日 年 月 日

申請会社

役職・代表者名

印

様式 3

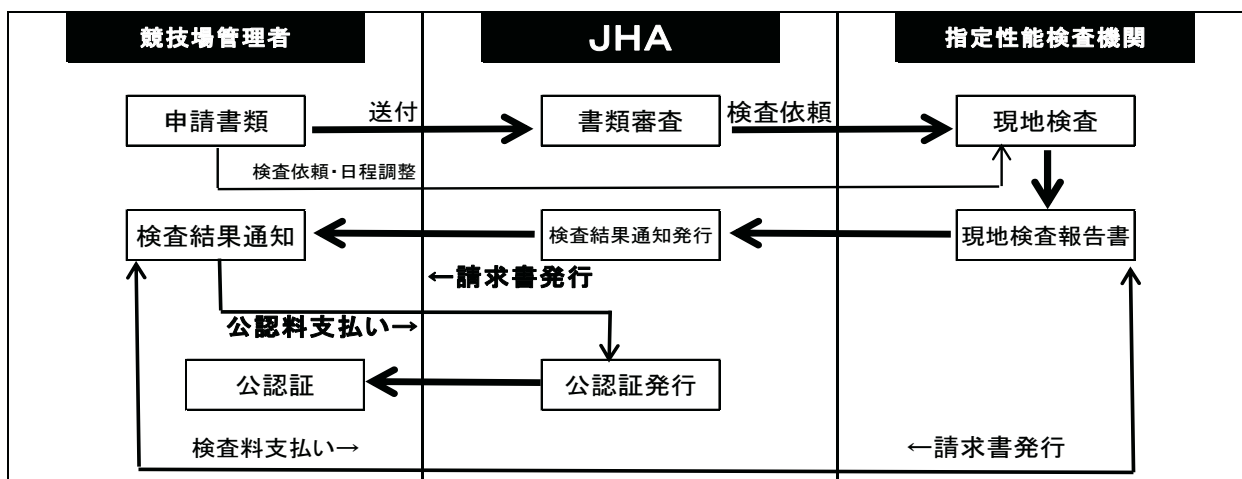
人工芝製品仕様

品 名		
品 番		
人 工 芝	パイルの構造 (Tufted、Woven、Knittedなど)	
	パイルの形状(ストレート、捲縮タイプなど)	
	パイル糸の色 (RALクラシック色見本チャートNo)	
	パイルの太さ (dtex)	
	パイル長さ (mm)	
	パイルの総重量 (kg/m ²)	
	パイルの材質	
	基布の材質	
	単位面積当たりの質量 (kg/m ²)	
	単位面積当たりのタフト数 (個/m ²)	
	ステッチゲージ (mm)	
シ パ ヨ ッ ッ ド ク	厚さ (mm)	
	単位面積当たりの質量 (kg/m ²)	
	衝撃吸収性 (%)	
* 充 填 材	充填材の材質	
	充填材の量 (kg/m ²)	
	粒径 (mm)	
	粒子の形状	
	みかけ密度 (g/m ³)	

* 充填式人工芝製品のみ記載、充填状態（充填素材・厚さ等）を図示した書類を添付すること。

※人工芝製品仕様は空欄としないこと。不明の場合は試験機関等で確認すること。

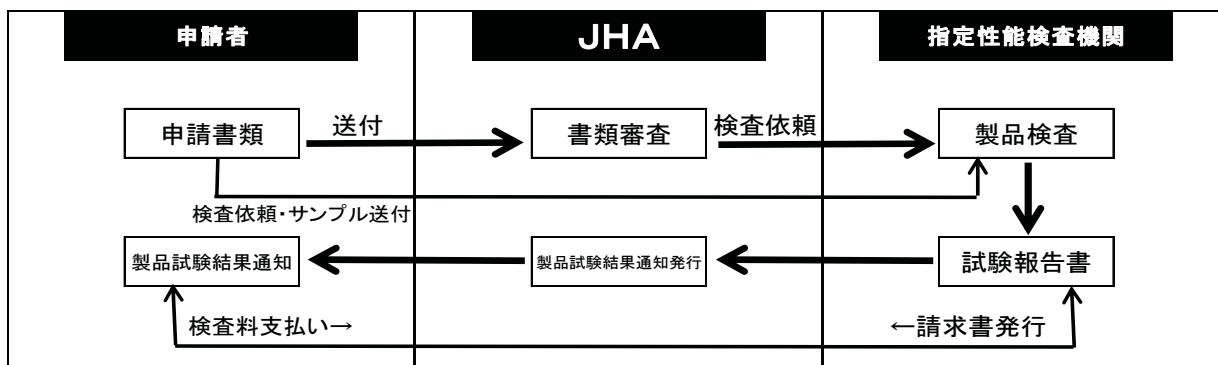
JHA ピッチ公認申請手順



<手順>

- ① 競技場管理者は下記書類をJHAへ提出する。
公認申請
ピッチ設計図（平面図、人工芝断面図）添付
公認期間内のF I H指定検査機関発行の試験報告書とF I H製品公認証あるいは有効期間内のJHA指定性能検査機関発行「試験報告書」
- ② JHAより指定性能検査機関へ現地検査を依頼する。
競技場管理者は指定性能検査機関と検査に関する調整を行う。
- ③ 指定性能検査機関は、「現地検査報告書」をJHAへ提出する。
- ④ JHAは、「検査結果通知」を競技場管理者へ送付する。
- ⑤ 競技場管理者は、公認料の納付を行なう。
- ⑥ JHAは、競技場管理者へ「公認証」を発行する。

JHA 人工芝製品検査申請手順



<手順>

- ① 申請者は下記書類をJHAへ提出する。
人工芝製品検査申請書（様式 1）
人工芝製品仕様（様式 2）
- ② JHAより指定性能検査機関へ製品検査を依頼する。
- ③ 申請者は検査対象人工芝サンプル（1m×1m、2枚とパイル糸 10m）を指定性能検査機関へ提出する。
無充填式（ウォーターベース）： 試料（アンダーパットを含む）を指定性能検査機関へ提出
充填式（サンドベース等）： 申請者が指定性能検査機関にてサンプルの敷設（施工）
- ④ 指定性能検査機関よりJHAへ「試験報告書」を発行する。
- ⑤ JHAは、「製品試験結果通知」及び指定性能検査機関発行の「試験報告書」を申請者へ送付する。
※「製品試験結果通知」及び「試験報告書」がJHA公認ピッチであるとの解釈にはなりません。

IV 国民体育大会ホッケー競技場施設基準

第1条 名称

名称は、「公益社団法人 日本ホッケー協会（以下、日本ホッケー協会という） 国民体育大会ホッケー競技場施設基準」（以下、国民体育大会競技場施設基準という）とする。

第2条 国民体育大会競技場施設基準設置の目的

本競技場施設基準は、国民体育大会ホッケー競技の安全な実施と、競技の発展を目的とする。

第3条 国民体育大会競技場施設基準の内容検討・変更

国民体育大会競技場施設基準の内容検討・変更は、日本ホッケー協会の意向を体して、同協会技術委員会競技部施設用具課が当たることとする。

第4条 国民体育大会競技場施設基準の規格

国民体育大会競技場施設基準の規格は、下記の通りとする。

ア) 競技プレイフィールド

競技場のフィールドは、人工芝競技場2面（うちJHAグローバル規格公認ピッチあるいはナショナル規格公認ピッチ1面）とする。また、もう1面についてもJHA公認ピッチを強く推奨する。

イ) 競技プレイフィールドの規格

競技プレイフィールドの規格は、最新の日本ホッケー協会発行「ホッケー競技規則」の「フィールド」と「フィールド及びフィールド備品」に定めるところによる。

ウ) 競技場施設の規格

競技場施設の規格は、「公益社団法人 日本ホッケー協会ホッケー競技場施設設計画」によることとする。

エ) 照明

天候状況や試合進行状況等により暗くて安全上から試合継続不可能な時に備えて大会競技場に照明施設の設置を強く推奨する。

上記の詳細については、最新の日本ホッケー協会発行「施設用具ハンドブック」を参照。

第5条 本基準に特に定めない事項については、日本ホッケー協会並びに公益財団法人日本体育協会 で決定する。

付則 1) 平成元年6月17日施行 2) 平成26年4月1日改正
3) 平成27年6月7日改定

V ホッケー場照明施設ガイドライン

1 概要

スポーツ活動の生活化により様々なスポーツ施設が、だれもが何時でも快適に利用できることが重要視されています。また、レベルの高い競技会やテレビジョン放送される競技会などにおいては非常に高画質な照明が要求されています。

(公・社)日本ホッケー協会では、このような現状を踏まえて、競技者、競技関係者、観客、放送関係者などに対して、安全、円滑そして快適に競技会を運営するために、国際ホッケー連盟のガイドラインに基づき、ホッケー場照明施設ガイドラインを定めた。

2 競技会区分及び適用

	競技会区分	適用
未 T V 撮 影	クラス I	国際、国内、地域又は特定地域の最高水準の競技会
	クラス II	地域又は特定地域の一般的な競技会
	クラス III	レクリエーション活動。一般的なトレーニング
T V 撮 影	インターナショナル	国際、国内、地域又は特定地域の最高水準の競技会
	ナショナル	地域又は特定地域の一般的な競技会
	リージョナル	レクリエーション活動。一般的なトレーニング

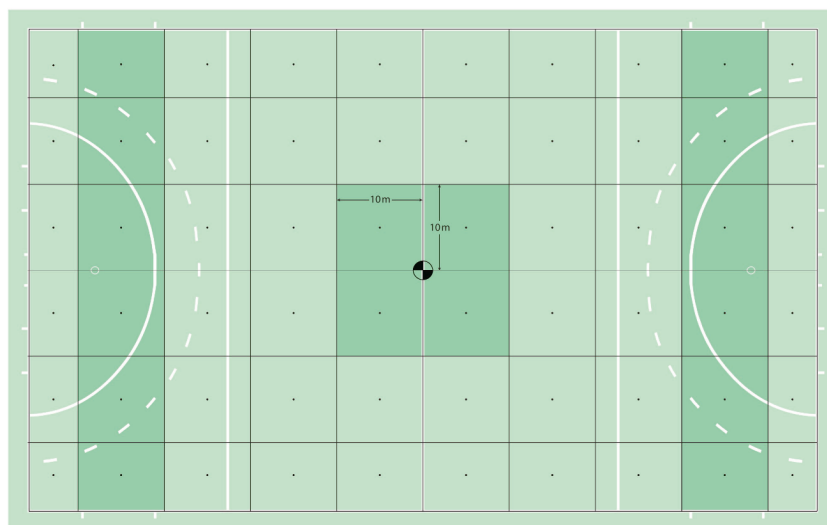
3 照明範囲

サイドラインとバックラインに囲まれた範囲。

4 照明環境基準

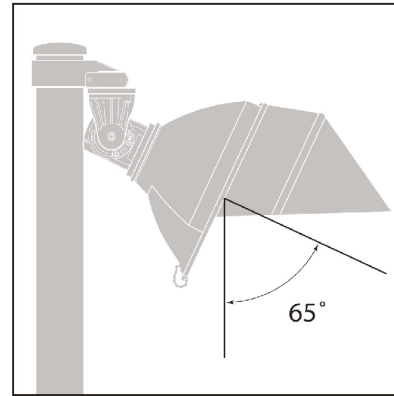
	競技会区分	水平面照度 lux	鉛直面照度 lux	水平面均斉度		鉛直面均斉度		不快グレア (GR max)	演色性 (Ra min)	光色 (K)
				(Min/Max)	(Min/Ave)	(Min/Max)	(Min/Ave)			
未 T V 撮 影	クラス I	>500	n/a	>0.5	>0.7	n/a	n/a	<50	>65	>4000
	クラス II	>250	n/a	>0.5	>0.7	n/a	n/a	<50	>65	>4000
	クラス III	>200	n/a	>0.5	>0.7	n/a	n/a	<55	>65	>4000
T V 撮 影	インターナショナル	1500-3000	>2000	>0.7	>0.8	>0.65	>0.8	<50	>65	>4000
	ナショナル	1500-3000	>1400	>0.65	>0.7	>0.65	>0.7	<50	>65	>4000
	リージョナル	800-1000	>750	>0.65	>0.7	>0.65	>0.7	<50	>65	>4000

* 測定は、10m×10mの各グリッド（TV撮影は5m×5m）で行う。



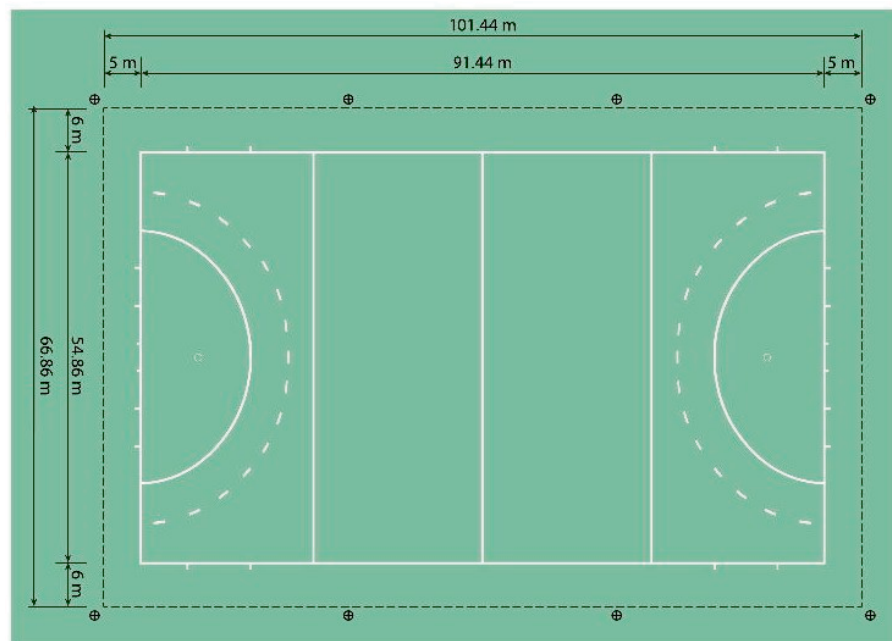
5 照明器具の照射方向

照射方向角度は、垂直角 $<65^{\circ}$ とする。



6 照明塔

照明塔の柱は、サイドラインより最低6m以上、バックラインより最低5m以上離れた所に設置する。



7 その他

- 1) このガイドラインは、国際ホッケー連盟（FIH）が基準等を変更した場合、これに合わせて変更する場合がある。
- 2) 照明施設設置に対しては、環境への影響を配慮をすること。
 - (1) 自然生態系への配慮
 - (2) 光害対策
 - (3) 省エネ・CO₂の削減 等

付則 1) 平成27年1月1日施行

Ⅶ ホッケー競技場内の施設・用具・備品

1. ゴール

1) 競技規則 1.5 ゴールは：

- 地面と平行になっているクロスバーと合わせた地面と垂直の2つのゴールポストが、バックラインに示されたマークの上に設置される。
- ゴールポストとクロスバーは、白色で、接合部分を含めて矩形とし、幅50mm、奥行き50mmから75mmとする。
- ゴールポストは、クロスバーの高さを超えて上方に突き出ているはならないし、クロスバーは、ゴールポストよりも側方に突き出ているはならない。
- ゴールポスト内側縁同士の間隔は3.66mで、クロスバーの低い側の縁からグラウンドまでの間隔は、2.14mとする。
- ゴールの奥行きは、クロスバー側（上方）は最低0.90m、グラウンド側（下方）は、最低1.20mの長さをとらなければならない。また、このポストとバーは、上記の奥行きに沿ってサイドボード、バックボード及びネットで囲まれていることとする。

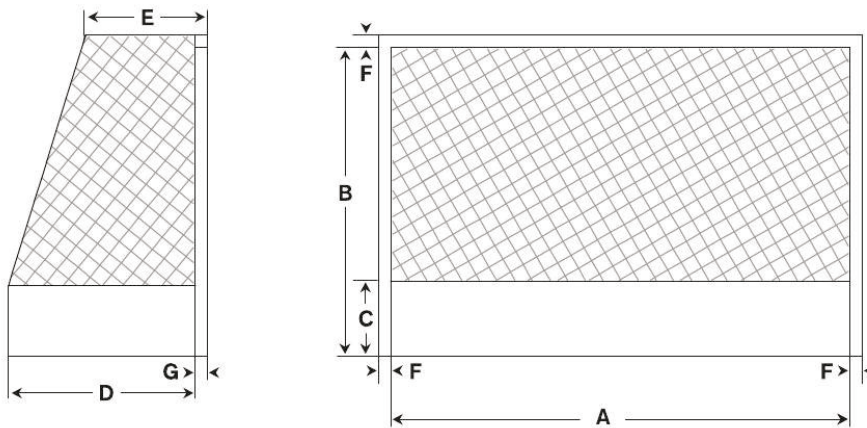
2) 競技規則 1.6 サイドボードとバックボード

- サイドボードは、高さ460mm、長さは最低1.20mとする。
- バックボードは、高さ460mm、長さ3.66mとする。
- サイドボードは、グラウンド上でバックラインの端に直角に置かれ、ゴールポストの幅よりはみ出ないように固定される。
- バックボードは、グラウンド上の両サイドボードの端に直角に置かれ、バックラインと平行になるようにして、両サイドボードからはみ出さないようにしておく。
- サイドボードとバックボードの内側は、濃暗色のものとする。

3) JHA主催大会におけるゴールのガイドライン

- ゴールポストとクロスバーは、白色かピッチやボールと対照的な明るい色でもよい。
- ゴールポストとクロスバーの全面の角は、丸くする（半径3mm±1mm）。
- サイドボードとバックボードの内側は、衝撃吸収材（例えば、ゴム製）で覆うこと。
- 予備のゴールを1基準備すること。

図1 ゴール仕様



Code	Metres	Code	Metres
A	3.66	E	minimum 0.90
B	2.14	F	0.050
C	0.46	G	0.050 to 0.075
D	minimum 1.20		

2. ゴール用ネット

1) 競技規則 1.7 ネットは：

- a. 網の目の大きさは、最大45mmとする。
- b. バックボード及びゴールポストへの取り付けの間隔は150mm以内とする。
- c. ネットは、バックボードとサイドボードの後ろ側につり下げように取り付ける。
- d. ネットは、ゴールポスト、クロスバー、サイドボード及びバックボードからボールが抜け落ちることがないように、しっかりと固定されていること。
- e. ネットは、ボールが跳ね返ってこないように余裕があり、しかもゴールに合ったものであること。

2) JHA主催大会におけるゴールネットのガイドライン

- a. ゴールネットを取り付ける支柱やフレームは、ネットの外側にあり、ボールが支柱やフレームに当たって跳ね返らないこと。

3. フラッグポスト

1) 競技規則 1.8 フラッグポストは：

- a. フラッグポストの高さは、1.20mから1.50mとする。
- b. フラッグポストは、フィールドの各コーナーに置かれる。
- c. フラッグポストは、危険なものであってはならない。
- d. 折れたり破損したりしないものであれば、できる限り取り付け部分がバネ式のもの望ましい。
- e. フラッグポストには旗（フラッグ）を取り付ける。そのフラッグの大きさは、幅・長さともに300mmを超えないものとする。

2) JHA主催大会におけるゴールネットのガイドライン

- a. 予備のフラッグポストを2本準備すること。

4. テクニカルテーブル

- a. 太陽光（まぶしさを避ける）と観客の視界を遮らないことを考慮し、どちらかのサイドライン側のピッチ中央に配置する。
- b. オフィシャルが、ピッチ全体（チームベンチ、スコアボード、時計等）を見渡せること。
- c. テクニカルテーブルの全面が、サイドラインから4m～8mの距離にあること。
- d. テクニカルテーブルのエリアとして、最低6m×3mの広さを確保すること。
- e. ピッチが見渡せ、横からピッチへのアクセスができること。
- f. 雨、風、太陽光、ピッチの灌水が防げること。
- g. 屋根や天井は、十分な高さがあり、観客の視界を妨げないようにすること。
- h. 強化ガラス等で囲む場合は、フィールドと簡単にコミュニケーションがとれるようにすること。
- i. テクニカルテーブルのフロアーは、ピッチより300mm以上の高さにする。
- j. テクニカルテーブルに設置される机の大きさは、最低1800mm×450mmを2台とする。
- k. 机の前面とサイドは、フロアーから机のトップまで覆われていること。
- l. テクニカルテーブルには、4人（オフィシャル2名、記録者1名、サポーター1名）が座れるようにすること。可能であるならテクニカルテーブルのすぐ近くに、TD、UM、医療関係者、負傷者搬出用（担架）要員が座れるようにすること。
- m. 照明、電気のコンセント、データやコミュニケーション用のコネクタ、コンピューター（パーソナルコンピューターが望ましい）、プリンター、必要によりヒーターを設置すること。
- n. TD、放送席等に連絡することができるコミュニケーションツールを準備すること。
- o. テクニカルテーブルの両サイドに、それぞれ2名の退場者が座れる椅子を準備すること。また、その位置は、オフィシャルの視界の妨げにならないようにすること。
- p. ペナルティーコーナー時のシュートクロック終了前の10秒・5秒を表示するカードの準備。
※サジェスションアンパイア、電光掲示板がある場合は不要。

5. チームベンチ

- a. テクニカルテーブルから5m以内の両サイドに設置すること。
※テクニカルテーブルからチームベンチのそれぞれ近い方の端までの距離。
- b. 全面が開いており雨、風、太陽光、ピッチの灌水が防げること。
- c. 屋根や天井は、十分な高さがあり、観客の視界を妨げないようにすること。
- d. 全面に低いボールを防ぐためのネットやフェンスを設置すること。
- e. 控え選手とチーム役員が1列に座る（椅子の座面幅は最低1人370mm）ように準備すること。また、選手の荷物や飲み物等が置けるスペースを準備すること。

- f. 座っていてピッチ、得点板、時計が見渡せるようにすること。
- g. 照明、電気のコンセント、必要によりヒーターを準備すること。
- h. スティック保管場所をチームベンチとテクニカルテーブルの間に設置し、スティックの取り出しが簡単にできて雨やピッチの灌水を防げるようにすること。
- i. チームベンチはテントを活用する機会が多いが、ベンチフード(サッカー競技で使用)があればそれを使用することを推奨する。

6. 防球フェンスや防球ネット

- a. ラン・オフ・エリアの外側に、ボールが外に出ることを防ぐための、高さ500mm以上の防球ネット(通常サイドネットと呼ぶ)、壁、フェンスを設置すること。
- b. シューティング・エリアのゴール後方のラン・オフ・エリアの外側に観客等の安全のために高い防球ネットか防球フェンスを設置すること。
- c. 防球フェンスや防球ネットはボールが外に出ないためのものだけではなく、観客等の安全に考慮したものでなければならない。
- d. このことにより事故等が発生した場合、主催者側は一切の責任を負うものではない。

7. スコアボード

- a. スコアボードと時計をテクニカルテーブルとチームベンチから見る位置に設置すること。スコアボードと時計は、テクニカルテーブルから操作できることが望ましい。また、時計は、時刻も表示できることが望ましい。

8. チェンジングルーム

- a. 試合のチームには、スタジアム内にそれぞれ鍵のかかる部屋を1室準備することが望ましい。
- b. アンパイアには、チームのチェンジングルームから離れた場所に鍵のかかる部屋を準備することが望ましい。
- c. スタジアムには、救護室を準備すること。また、救護室には、最低限の応急処置ができるファーストエイドキットとAEDを準備すること。
- d. ドーピング検査を実施する大会では、ドーピングテストが実施できる部屋を準備すること。
- e. 競技役員用の部屋を1室準備することが望ましい。
- f. TD・UM専用の部屋を各1室準備することが望ましい。

テクニカルテーブル備品一覧

番号	品目	数量	数量確認					備考
			/	/	/	/	/	
1	ボール	2						打 打 (1日1打、予備1打)
2	スティックチェック用リング	2						個
3	スティックチェック用ゲージ	2						組
4	警告用カード	2						本
5	PC用グローブ測定版	1						枚 (27cm×16cm)
6	ストップウォッチ	6						個
7	ホーン	2						個
8	ホイッスル	2						個
9	キャプテン用腕章	2						枚
10	GK用シャツ	3						枚 (3色各1枚)
11	ボールサーバー用ビブス	3						組 3色 (6~8枚)
12	ボールペン	10						本 (赤5・黒5)
13	便箋	2						冊 (メモ用紙)
14	バインダー	6						枚 (A4版タテ型)
15	クリアホルダー	10						枚 (透明A4版)
16	マジック	2						本 (赤1・黒1)
17	セロテープ	1						個
18	定規	1						本 (30cm・18cm)
19	ペーパーウエイト	5						個
20	防水シート	2						枚 (スティック用)
21	ジャッジ席用プログラム	2						冊 (T0チェック用、修正済)
22	レターケース	1						個 (記録用紙等入れ)
23	収納ケース	1						個 (テーブル備品収納・透明5段ボックス)
24	巻尺	1						個 (100m)
25	ライン引き(ラインテープ)	1						式 (クレー・人工芝)
26	担架	1						個
27	処置用手袋	1						組 (10枚)
28	消毒用アルコール	1						本
29	消毒用ポリバケツ	1						個
30	雑巾 (タオル)	3						枚
31	ブラシ	1						個
32	(ノートパソコン)	(1)						台 日本協会主催・共催大会必要
33	(プリンター)	(1)						台 日本協会主催・共催大会必要
34								
備考	32・33について、6人制大会・中学11人制大会は除く							

Ⅷ 用具製造販売事業者公認制度

第1条（目的）

本制度は、国際ホッケー連盟のホッケー用具に関する規定を反映させ、安全かつ高水準の用具を日本国内に普及させることにより日本のホッケー競技の健全な発展と競技力向上を図ることを目的とする。

第2条（用具製造販売事業者公認制度）

1. 第1条の目的に適合するホッケー用具の製造または販売を行う事業者で、希望する者に対し、公益社団法人日本ホッケー協会（以下「JHA」という）は用具製造販売事業者の公認を行う。
2. 用具製造販売公認事業者は、第1条の目的に適合する事業者であることをJHAが公認したことを意味する。
3. 公認を希望する事業者は、所定の申請書（様式4）をJHAに提出しなければならない。
4. JHAは申請書に基づき指定を希望する事業者が第1条の目的に適合しているか等の必要な審査を行う。審査に合格した場合は、用具製造販売事業者の公認を行い、「用具製造販売事業者公認証」を交付する。
5. 新たに公認証を交付された事業者は、規定の新規登録料をJHAに納付しなければならない。登録料が納付されるまでは、公認は効力を有しない。
6. 用具製造販売公認事業者は、規定の年間公認料を毎年6月末日までにJHAに納付しなければならない。

第3条（用具）

1. 用具製造販売公認事業者が販売または提供したボールを公認ボール、スティックを公認スティックと呼ぶ。
2. JHAが主催または共催する試合においては、用具製造販売公認事業者が販売または提供した公認ボールおよび公認スティック以外のボールおよびスティックは使用できない。
3. 公認ボールおよび公認スティックは国際ホッケー連盟の規程に適合したものでなければならず、規程を満たさない公認ボールおよび公認スティックはJHAが主催または共催する試合では使用できない。
4. JHAが主催または共催する試合で使用する公認ボールの表面には、シールまたはプリントによる規定のマークが表示されていなければならない。
5. JHAが主催または共催する試合で使用する公認スティックの表面には、シールまたはプリントによる規定のマークが表示されていなければならない。
6. 用具製造販売公認事業者は、自らが販売または提供する公認ボールおよび公認スティックが国際ホッケー連盟の規程に適合するように努めなければならない。
7. 用具に起因する事故の責任は用具製造販売事業者が負う。
8. JHAは用具製造販売公認事業者が販売または提供する用具の適格性について責任を負わない。

第5条（公認の取消し）

1. 用具製造販売公認事業者が次の各号に該当する場合は、公認を取り消す。
 - (1) 第1条の目的に適合する事業者ではないとJHAに判断された場合。
 - (2) 国際ホッケー連盟の規定を満たさない用具を販売、提供した場合。
 - (3) 指定期日までに規定の年間公認料を納入しなかった場合。
 - (4) JHAに不利益をもたらした場合。
2. 公認を取り消す場合は、当該の用具製造販売公認事業者に弁明の機会を与え、その内容を公表する。

第6条（公認の返上）

1. 用具製造販売公認事業者が公認を返上する場合は、公認返上申請書をJHAに提出しなければならない。JHAで申請書が受理された時点で、当該事業者の公認は効力を失う。
2. 公認を返上した事業者が、再度公認を希望する場合は、第2条3項に規定する申請書を提出しなければならない。

第7条 本制度に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、JHAで協議し決定する。

付 則

1. 本規定は平成23年4月1日より施行する。但し、ボールに関する規定は、平成25年4月1日より施行する。
2. 平成27年6月7日改正時点で用具製造・販売企業指定を受けている企業は、本規程の用具製造販売公認事業者とする。

- | | | |
|--------------------|-------------------|--------------------|
| 1) 平成17年12月17日総会承認 | 2) 平成19年6月16日総会改正 | 3) 平成19年11月24日総会改正 |
| 4) 平成23年6月4日総会改正 | 5) 平成27年6月7日改正 | |

別紙

【登録料、公認料】

用具製造販売公認事業者新規登録料：30万円
年間公認料：30万円

【公認ボールに表示するマーク】



【公認スティックに表示するマーク】

J.H.A APPROVED
NO. JHA-K0000

様式 4

ホッケー用具製造販売企業公認指定申請書

平成 年 月 日

(公・社) 日本ホッケー協会 様

社名
代表者

⑩

ホッケー用具（製造・販売）企業として公認指定を申請します。

(公・社) 日本ホッケー協会用具製造販売企業指定制度ならびに用具公認制度に則り、誠実にホッケー用具の検定を行い、安全なホッケー用具提供と日本のホッケー競技力向上及び普及に寄与するよう誓約します。

会社名	
代表社名	
会社住所	
メールアドレス	
資本金	

○取扱ブランドの登録

取扱ブランド名	国 籍	取 扱 商 品

○添付書類

- ・会社登記簿謄本 1通
- ・取扱ブランドの製造業者証明書（製造の場合）、輸入販売代理店業者
証明書（輸入の場合）等の写し 1通
- ・取扱商品カタログ

様式 5

平成 年 月 日

(公・社) 日本ホッケー協会 様

会社名

代表者

印

ホッケー用具製造販売企業公認指定の解約申請

(公・社) 日本ホッケー協会用具製造販売指定制度ならびに用具公認制度に伴うホッケー用具製造販売企業としての公認指定の解約を申請します。

なお、当社は解約日以降には公認マークが表示された製品の販売を一切行いません。

また、当社は解約日以前に販売した公認マークを表示された製品についての販売責任を負うことを誓約いたします。

記

1 会社名

2 会社住所

電話
メールアドレス

F A X

3 代表者名

4 解約期日 平成 年 月 日

5 その他